

JIS

6.6 kV キュービクル用高圧避雷器

JIS C 4608 : 2015

(JEMA/JSA)

平成 27 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 49.2.1 改正：平成 27.3.20

官 報 公 示：平成 27.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 使用状態	6
4.1 常規使用状態	6
4.2 特殊使用状態	6
5 定格及び性能	6
5.1 定格	6
5.2 性能	6
6 構造	7
6.1 構造一般	7
6.2 塗装及びめっき	8
7 試験	8
7.1 試験の種類	8
7.2 形式試験	8
7.3 受渡試験	8
7.4 試験条件	8
7.5 試験方法	9
8 製品の呼び方	12
9 表示	12
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 4608:1991** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

6.6 kV キュービクル用高圧避雷器

Surge arresters for 6.6 kV cubicle type unit substation

序文

この規格は、1974年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1991年に行われたが、その後の国内の使用条件・使用実績に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されておらず、この規格に規定する避雷器の定格事項及び保護特性は、国内の使用条件及び使用実績に基づいて規定している。

1 適用範囲

この規格は、JIS C 4620に規定する公称電圧6.6 kV及び定格周波数50 Hz又は60 Hzのキュービクル式高圧受電設備に用いる公称放電電流2 500 A又は5 000 Aの、酸化亜鉛形直列ギャップ付避雷器（以下、“高圧避雷器”という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 4620 キュービクル式高圧受電設備

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1 避雷器に関する用語

3.1.1

避雷器 (surge arrester)

雷、回路の開閉などに起因する過電圧の波高値がある値を超えた場合、放電することによって過電圧を制限して電気施設の絶縁を保護し、かつ、続流を短時間のうちに遮断して、系統の正常な状態を乱すことなく原状に復帰する機能をもつ装置。一切のギャップを使用しないギャップレス避雷器と何らかのギャップを使用するギャップ付避雷器とがある。

3.1.2

酸化亜鉛形直列ギャップ付避雷器 (surge arrester with series gap)

直列ギャップ及び非直線抵抗特性をもつ酸化亜鉛素子を磁器がい管などの絶縁容器に収容した避雷器。

3.1.3

直列ギャップ (series gap)

酸化亜鉛素子と直列に結ばれる単一又は複数個の直列の組合せから成る火花ギャップで、常時は実質的